

国際日本文化研究センター施設管理規程

平成17(2005)年9月22日 制定
令和4(2022)年1月20日 最終改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の土地及び建物並びにこれらの附属設備（以下「建物等」という。）における秩序の維持、安全保持等（以下「管理」という。）については、他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(建物等管理事務の補助者)

第2条 資産管理責任者（人間文化研究機構固定資産取扱規則（以下「取扱規則」という。）第7条に規定する資産管理責任者をいう。）は、取扱規則第6条に基づき、建物等の管理に関する事務を補助させるため、補助者として国際日本文化研究センター建物等監守計画（平成17年9月22日制定）第2条に定める資産監守者をもって充てる。

2 資産監守者は、所長の指揮監督のもとにその監守区域における建物等の良好な管理に努めなければならない。

(教職員等の義務)

第3条 センターの教職員その他センターに出入りする者は、所長が建物等の管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない。

第2章 建物等における秩序の維持等

(建物の警備等)

第4条 建物等における門扉の開閉、盗難防止等に対する措置等については、所長が別に定める。

(立入の制限等)

第5条 建物等への立入りは、原則として次に掲げる者（以下「教職員等」という。）を除き認めないものとする。

- (1) センターの教職員
- (2) センターが受入れた研究員等（大学院生を含む。）
- (3) 国内外の日本文化研究者のうち、センターにおいて研究等を行う者
- (4) その他所長が適当と認めた者

2 陳情等の目的で多数の者が建物内に立入りを求めた場合において、建物等の管理上支障を生じる恐れがあると認めるときは、立入る人数、時間、場所等を制限するものとする。

(駐車場の指定等)

第6条 建物等における自動車等の駐車場は、所長が別に指定する。

2 建物等の管理のため必要があると認めるときは、建物等への自動車等の乗入れ、若しくは駐車を制限し、又はこれらを禁止することができる。

(建物等の使用調整)

第7条 建物等の使用について効率的な運用を図るため、担当部署においてあらかじめ調整を行うものとする。

(建物等の使用許可)

第8条 センター以外の者に建物等の使用を許可する場合の範囲、手続き、使用料等については、人間文化研究機構貸付要領に基づくものとする。

(掲示)

第9条 建物等における掲示物の掲示は、センターの事業の遂行に必要なもの及び所長が特に掲示することを認めたもの以外のものは禁止する。

2 建物等における掲示物の掲示は、あらかじめ指定された場所において行うものとする。

(指定場所の立入制限)

第10条 建物等において特に関係者以外の者の立入りを制限する必要があるときは、当該場所にその旨の表示をするものとする。

(妨害の排除)

第11条 建物等において、次に掲げる行為を行い、又は行おうとする者があるときは、直ちに建物等からの退去を命じ、又は排除の措置を講ずるものとする。

(1) 教職員等に面会を強要すること。

(2) 旗、のぼり、プラカード、拡声器その他これに類する物を所持し、又は宣伝カー等を使用して建物等の平穏を乱し、若しくは乱す恐れのある行為をすること。

(3) 銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。

(4) 建物等を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をしようとする事。

(5) 多数集合し、放歌高唱し、連呼し、若しくはねり歩き、又はこれらの行為をしようとする事。

- (6) すわりこみ、その他通行の妨害になるような行為をし、又はしようとする事。
- (7) 金銭物品等の寄附を強要し、若しくは押売りをし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (8) その他建物等における秩序を乱し、若しくは教職員等の安全を脅かすような行為をし、又はしようとする事。

第3章 災害の防止等

(災害の防止及び通報)

第12条 建物等の火災その他災害の防止及び非常の際における通報等については、国際日本文化研究センター防災管理規程（平成2年4月1日制定）の定めるところによる。

(喫煙場所の指定)

第13条 建物等に、火災防止のために喫煙場所を指定するものとする。

- 2 喫煙場所を指定したときは、その旨の表示をするものとする。

(建物等の清潔保持等)

第14条 建物等の清潔保持のため、ゴミ、不要物品等は、所定の場所に集積するものとする。

- 2 建物等の点検、検査等については、法令の定めるもののほか常に注意を払い、建物等の維持保全及び勤務環境の改善に努めなければならない。
- 3 建物等の清潔保持及び防災管理のため、所定の場所以外にみだりに物品等を放置してはならない。

第4章 雑則

(特例)

第15条 建物等の管理に関し、この規程によりがたい特別の事情があるときは、所長の承認を得て特例を定めることができる。

- 2 建物等のうち、講堂及び研究員宿泊施設の使用については、この規程に定めるもののほか、それぞれ国際日本文化研究センター講堂等使用規則（平成6年3月3日制定）、国際日本文化研究センター日文研ハウス使用規則（平成11年3月18日制定）の定めるところによる。
- 3 人間文化研究機構貸付要領に定める建物等の使用許可に係る無償使用に該当する事由には、個人研究室の使用期間満了後、整理のため延長して使用する場合を含む。ただし、無償期間は原則として14日間を限度とする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 国際日本文化研究センター庁舎等管理規程（平成7年3月2日制定）は廃止する。
- 3 この規程は、令和4(2022)年1月20日から施行する。